

発行所

株式会社 FPミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## △ 2分の1費用化される養老保険の仕組み

Q: 法人が掛ける生命保険で、その保険料の半分が費用（損金）になる保険について教えてください。

A: 保険料の2分の1が損金となる生命保険のひとつに、養老保険で、契約形態が次のようにになっているものがあります。

- ・契約者……法人
- ・被保険者……役員または使用人
- ・満期保険金の受取人……法人
- ・死亡保険金の受取人……被保険者の遺族

「養老保険」とは、被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ、保険期間満了時に被保険者が生存していた場合にも満期保険金が支払われる生命保険のことです。

上記のような契約での養老保険の場合、支払保険料のうち2分の1は保険料積立金として資産計上し、残り2分の1は福利厚生費として期間の経過に応じて損金算入します。

ただし、特定の人のみが加入者である場合には給与または役員賞与として処理されます。

また、一時払養老保険に加入した場合には、未経過の費用化分を長期前払費用処理し、以後期間の経過とともに対応部分を費用化していきます。

資産計上した保険料は、満期時等の取崩しに備えるため個人別台帳を作成しておきましょう。

